自家用自動車による送迎活動の報酬・交通費の取扱いについて

※報酬は、他の援助活動の際と同じ1時間当たり 800（時間外は 900）円です。
※お子さんを乗せているときのガソリン代等の実費は発生しません。
※自家用自動車での送迎活動をする前後（行きや帰り）に、提供会員が単独で乗車して移動する際、交通費は発生します。片道につき 220 円（市営バス運賃相当）を目安とします。

（例）

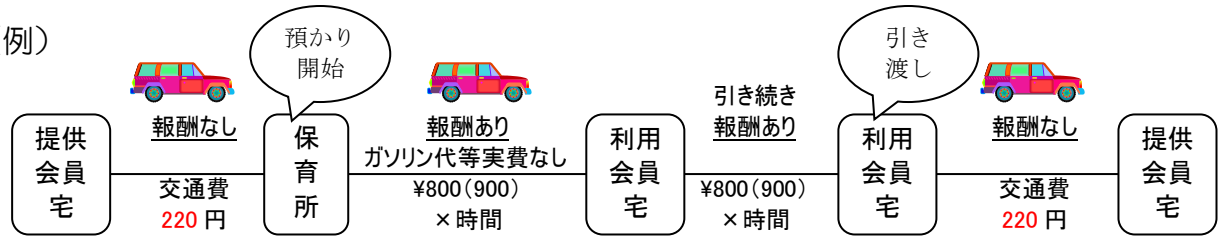

ただし・・・　以下の注意をよくお読みになってください。

基本的には、横浜子育てサポートシステムでは、
自家用自動車による送迎活動を推奨していません。

●車の事故は、他の場合のけがに比べ被害が甚大になることが予想されます。
●子育てサポートシステムの保険では、自家用車での事故は賠償保険が適用されません。
できる限り公共の交通機関を使っていただき、どうしても自家用車送迎が必要な場合に限って行うようにしてください。

【自家用自動車による送迎活動の注意点】

1　利用会員の方へ

自家用自動車を使って援助活動をする提供会員の方は、多くありませんので、援助していただける方が見つかるとは限りません。自家用自動車による送迎の依頼をする際は、必ず地区リーダーに連絡をしてください。

2　提供会員の方へ

「自家用車を使用して欲しい」という依頼に必ず応えなければならないわけではありません。リスクが伴う活動でもありますので引き続き、ご自身の無理のない範囲での援助活動をお願いします。

3　利用及び提供会員の方へ

(1)使用する自家用車は、任意保険に加入していますか？補償は大丈夫ですか？

●損害賠償の補償は、提供会員ご自身の自動車保険（任意保険）で対応することとなりますので、任意保険に加入して下さい。
●事故の場合、どのようなときにいくらまで補償されるのか、ご確認下さい。
●保険によっては、送迎活動が補償の対象外となる場合があります。保険を契約している代理店等に状況を話して、事故の際に対応可能かご確認下さい。

※保険の代理店等へ援助活動の説明のポイント
・ボランティア活動であること。
・活動の内容は自宅の預かりなどが中心であり、自家用車を使用することは多くなく、また自家用車による活動時間も短いこと。
以上のことを、説明する際に伝えてください。

(2)チャイルドシートは必ず着用してください。

●活動当日のチャイルドシートを利用会員と提供会員のどちらが用意するのか、必ず確認して、用意してください。
●取り付けは取扱説明書を確認の上、確実に固定してください。
●６才未満のお子さんには、チャイルドシートの着用が義務付けられています。（道路交通法第７１条）

[2014.04]